

令和元年度第5回大船渡市スポーツ推進審議会

日時：令和元年2月12日（水）午後1時30分

会場：大船渡市役所2階教育委員会会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

第1号 令和元年度スポーツ・レクリエーション事業の実施状況について

4 協 議

第1号 令和2年度スポーツ・レクリエーション事業関係補助金について

第2号 令和2年度スポーツ・レクリエーション事業計画（案）について

第3号 大船渡市スポーツ推進計画（案）について

5 そ の 他

6 閉 会

大船渡市スポーツ推進審議会委員名簿

任期：委嘱の日から令和2年3月31日まで

氏名	団体・役職	委嘱区分
佐藤 口衛	一般財団法人大船渡市体育協会会長	学識経験者
谷山 誠志	大船渡市スポーツ少年団本部長	学識経験者
東 芳江	大船渡市スポーツ推進委員協議会副会長	学識経験者
金野 律夫	大船渡市地区公民館連絡協議会会長	市教育機関の職員
山口 明美	体育施設等利用者	学識経験者
菅生 裕之	赤崎中学校長	市教育機関の職員
鎌田 志穂子	SUN 陸リアススポーツクラブ	公募
白崎 静江	3B体操	公募

3 報告

第1号 令和元年度スポーツ・レクリエーション事業の実施状況について

施策4 スポーツ・レクリエーションの振興

対象	意 図	成 果 指 標	目 標	基 準 値	実 績	
			R2	H26	H29	H30
市民	生涯にわたってスポーツに親しむ	「日頃から継続して何かスポーツを行っている」と答えた市民の割合（市民意識調査）	50.0%	13.4%	41.3%	30.4%
		スポーツ施設等の延べ利用者数（生涯学習課業務取得）	490,000人	339,914人	296,765人	276,406人

基本事業

(1) スポーツ環境の整備・充実

- ・スポーツ施設について、適切な維持管理に努めるとともに、市民に安全かつ気軽にスポーツ・レクリエーションに親しんでもらう環境づくりを推進した。
- ・スポーツ施設の効率的な運営と利便性の向上に努めた。

主な取組事項	実施時期	取 組 状 況
スポーツ施設等管理運営業務委託	通年	スポーツ施設の管理運営を（一財）大船渡市体育協会に委託（利用状況は2ページ参照）
学校体育施設開放事業	通年	市内小・中学校のグラウンド、体育館を市民に開放利用状況は2ページ参照）

スポーツ施設の主な整備状況

施設名	整備項目	整 備 内 容
体育センター	倉庫確認申請	転用した仮設施設の確認申請 事業費：368千円
	既存倉庫撤去	木造倉庫の解体・撤去 事業費：940千円
市民体育館	入口看板設置	台風19号で被災した看板を復旧 事業費：1,199千円
赤崎グラウンド	駐車場舗装	アスファルト舗装 事業費：10,779千円
B & G 海洋センター	電気設備更新	老朽化した変圧器等の更新 事業費：2,832千円

スポーツ施設等の利用状況

(単位：人)

施設名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 ※1月末現在
体育センター		455	574	573	519	570
市民体育館		83,019	64,383	71,874	59,367	60,963
市営球場					2,440	4,455
市民テニスコート		42,705	44,878	32,602	32,406	27,839
市民弓道場		1,076	1,122	987	1,088	548
田中島グラウンド		1,815	7,461	2,490	1,596	528
赤崎グラウンド		19,129	15,638	5,673	16,493	26,233
三陸体育館		2,600	4,198	4,739	2,430	3,007
三陸 B&G 海洋セン ター	体育館等	12,871	8,417	12,871	7,178	5,869
	プール	1,710	1,800	1,710	1,905	1,583
三陸総合 運動公園	グラウン ド	10,796	11,665	10,796	9,453	8,175
	テニスコ ート	5,919	5,552	5,919	5,797	4,423
山村広場					400	1,304
盛川河川 敷公園	少年野球 場	5,773	2,226	5,773	924	678
	多目的広 場	17,012	17,490	17,012	14,430	13,600
堀川グラウンド		7,456	5,938	3,429	2,945	1,992
学校開放 (19 校)		109,291	114,032	125,050	115,279	97,213
合 計		314,672	312,305	294,567	274,650	258,980

参考

大船渡東高校	3,502	3,086	2,198	1,756	1,604
--------	-------	-------	-------	-------	-------

(2) スポーツ・レクリエーション団体の育成支援

・（一財）大船渡市体育協会やスポーツ推進委員、学校体育関係団体等と連携し、スポーツやレクリエーションの推進体制の整備・充実を図りながら、指導者の養成・確保に努めた。

主な取組事項	時期	取組状況
各種研修会参加事業	7、9月	気仙地区、岩手県スポーツ推進委員研修会に参加 会場：陸前高田市、雫石町

主な実施事業

事業名	事業内容
各種研修会参加・開催	気仙地区スポーツ推進委員協議会総会 期 日：令和元年7月23日(火) 会 場：陸前高田市 参加者：スポーツ推進委員4人
	岩手県スポーツ推進委員研修会 期 日：令和元年9月6日(土)～7日(日) 会 場：雫石町 参加者：スポーツ推進委員6人
	東北地区スポーツ推進委員研修会 期 日：令和元年10月18日(金)～19日(土) 会 場：福島県二本松市 ※台風19号被害により中止
大船渡市体育協会運営支援	県民体育大会への選手派遣、市民体育大会の開催、加盟協会の育成、スポーツ少年団の育成支援 助成額：9,800千円

(3) スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ・ニュースポーツを取り入れた交流会や講演会、教室などの開催に努めつつ、各種スポーツ大会の開催支援やイベント誘致を推進した。
- ・各種スポーツ大会等の開催に当たり、交流人口の拡大に配慮して取り組んだ。

主な実施事業

①市体育協会への委託・補助事業

	事業名	事業内容
委託事業	市民体育大会の開催	グラウンド・ゴルフ、バドミントン、ゲートボール、柔道、剣道、軟式野球など 15 種目の競技を開催 (詳細は 6 ページ)
	スポーツ教室の開催	陸上競技、剣道、グラウンド・ゴルフ、テニスなど 7 種目のスポーツ教室を開催 (詳細は 7 ページ)
	市民体力測定	体力年齢や運動能力を知るため年齢により異なる 6 種目(握力、上体起こし、長座体前屈など)を実施 期 日：令和元年 9 月 25・26 日(水・木) 参加者：19 人
	第 33 回大船渡市高齢者スポーツ交流大会	健康づくりのため 60 歳以上の方で玉入れ、卓球バレーを実施 期 日：令和元年 10 月 5 日(土) 参加者：97 人
	ファミリーウォーキング	体力づくりのため大船渡湾眺望コース(10km・7 km)で開催 期 日：令和元年 10 月 20 日(日) 参加者：92 人
	第 33 回大船渡市スポーツ少年団交流大会	スポーツ少年団員及び育成母集団相互の親睦を深めるため綱引き、ロープ・ジャンピング“10”、王様ドッチビーを実施 期 日：令和元年 11 月 23 日(祝) 参加者：9 団 223 人
	第 40 回地域公民館対抗卓球大会	健康づくりのためラージボール卓球の男女混合ダブルス団体戦を予選リーグ後、上位・下位トーナメントを実施 期 日：令和 2 年 2 月 2 日(日) 参加者：12 チーム 40 人
	ニュー・スポーツ・フェスティバル	スポーツ活動の定着を図るためグラウンドヤード、カーリンコン、クップ、卓球バレー、ラダーゲッター、輪投げを実施 期 日：令和 2 年 2 月 9 日(日) 参加者：120 人
補助事業	高円宮賜杯第 39 回全日本学童軟式野球マクドナルド・トーナメント岩手県予選大会開催費助成	マクドナルド・トーナメント岩手県予選大会の開催に要する経費に対する補助 期 日：令和元年 6 月 1・2 日(土・日)、8 日(土)
	第 71 回岩手県民体育大会バレーボール競技開催費補助	県民体育大会バレーボール競技の開催に要する経費に対する補助 期 日：令和元年 6 月 29・30 日(土・日)

②実行委員会に補助金を交付して行った事業

事業名	事業内容	補助金
第 30 回大船渡ポートサイドマラソン大会	期 日：令和元年 9 月 1 日(日) 参加者：エントリー777人 (出走者人) 701人	1,800 千円
栗生澤淳一氏顕彰令和元年度大船渡ポートサイドバレーボール大会	期 日：令和元年 9 月 8・9 日(土・日) 参加者：32 チーム 300 人	300 千円
大船渡新春四大マラソン大会	※県道丸森権現堂線道路嵩上げ工事等のため中止	

③市が直接行った事業

事業名	事業内容
「復興『ありがとう』ホストタウン」交流事業	(1)アメリカ男子体操チームによる体操体験会に参加(千葉県船橋市)小学生4名 期 日：令和元年6月22日 (2) ジャパンハウス(ロサンゼルス)でのイベントに参加 期 日：令和元年9月22日～27日 (3) 3×3(バスケットボール)を開催 期 日：令和元年10月6日 参加者：15チーム72人 (4) Jazz コンサートを開催 期 日：令和元年11月25日 (5) 在札幌米国総領事館米国関連書籍寄贈(102冊)に係る読み聞かせイベントを開催 期 日：令和元年12月18日 (6)米国ナショナルチームによる陸上クリニックに参加(千葉県印西市)中学生2名 期 日：令和2年1月26日

第 66 回（令和元年度）市民体育大会の開催状況

種 目	期 日	対 象	会 場	参加者数			
				平成 30 年度		令和元年度	
				チーム	人数	チーム	人数
グラウンド・ゴルフ	6/23(日)	一般	盛川河川敷公園(南側)		122		124
ゲートボール	7/18(木)	一般	野々田コート	6	30	6	30
柔道	8/12(祝)	小学生以上	時習館		42		37
剣道	9/8(日)	小・中学生	末崎小学校体育館		19		22
軟式野球	9/22～11/3	一般	市営球場	17	361	15	309
ソフトテニス	9/29(日)	中学生以上	市民テニスコート		82		112
弓道	10/14(祝)	高校生以上	市民弓道場		46		45
6人制バレーボール	10/20(日)	一般	市民体育館	9	102	8	89
マラソン	11/10(日)	小学生以上	盛川河川敷公園	7	80	5	65
8人制サッカー	11/17(日)	一般	赤崎グラウンド	3	42	3	46
テニス	11/17(日)	一般	市民テニスコート		29		30
バドミントン	12/1(日)	小学生以上	市民体育館		41		36
フットサル	1/18(土) 1/19(日)	一般	市民体育館	11	132		107
卓球	1/26(日)	小学生以上	市民体育館		110		118
スキー	2/23(日)	小学生以上	越路スキー場		59		
(15 種目)	合計			53	1,297	46	1,170

令和元年度スポーツ教室の開催状況

種目	回数	期日	対象	会場	参加者数(人)					
					平成30年度			令和元年度		
					男	女	計	男	女	計
ジュニア陸上競技	10	5/8 ~7/10	小学4年生 ~6年生	大船渡小学校 グラウンド	16	34	50	21	30	51
キッズテニス	6	5/12 ~12/8	小学生	市民テニスコート	11	8	19	8	6	14
剣道	10	6/5 ~7/5	園児 ~一般	市民体育館ほか	21	12	33	7	6	13
グラウンド・ゴルフ	1	6/22	一般	盛川河川敷公園 (南側)	14	9	23	※荒天のため中止		
弓道	10		小学校 高学年以上	市民弓道場	4	7	11			
テニス	8	7/18 ~9/12	一般	市民テニスコート	11	9	20	9	9	18
バレーボール	7		小学生	立根小学校体育館 ほか	3	2	5			
空手道	3		一般	婦人の家 軽運動室	14	12	26			
ソフトテニス	8	9/25 ~10/16	一般	市民テニスコート	12	4	16	6	0	6
バドミントン	8		小学生 ~一般	立根小学校体育館	6	6	12			
柔道	10		小学生 ~一般	時習館	4	2	6			
スキー	3	1/26 ~2/16	小学生 ~一般	越路スキー場ほか	13	17	30	17	12	29
筋トレ	8	1/18 ~2/9	一般	POWERHOUSE COSMO				3	7	10
(7教室)					129	122	251	73	70	143

4 協議

第 1 号 令和 2 年度スポーツ・レクリエーション事業関係補助金について

令和 2 年度にスポーツ団体に交付しようとする補助金について、スポーツ基本法第 35 条の規定により、スポーツ推進審議会の意見を求めます。

令和 2 年 2 月 12 日

大船渡市教育委員会
教育長 小 松 伸 也

(参 考)

スポーツ基本法 抜 粋

(地方公共団体の補助)

第 34 条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会への諮問等)

第 35 条 国又は地方公共団体が第 33 条第 3 項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 10 条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第 9 条第 2 項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

令和2年度スポーツ・レクリエーション事業関係補助金交付一覧

補助金の名称	交付先団体名等
大船渡ポートサイドバレーボール大会事業補助金	実行委員会
大船渡新春四大マラソン大会事業補助金	実行委員会
(一財)大船渡市体育協会事業補助金	(一財)大船渡市体育協会
高円宮賜杯全日本学童軟式野球大会岩手県大会事業補助金	(一財)大船渡市体育協会
全国スポーツ少年団軟式野球交流大会事業補助金	(公財)岩手県体育協会

第2号 令和2年度スポーツ・レクリエーション事業計画（案）について

基本事業

(1) スポーツ環境の整備・充実

- ・スポーツ施設について、適切な維持管理に努めるとともに、市民に安全かつ気軽にスポーツ・レクリエーションに親しんでもらう環境づくりを推進する。
- ・スポーツ施設の効率的な運営と利便性の向上に努める。

主な事業	時期	取組内容	予算額
三陸総合運動公園トイレ設置（更新）	4月～	既存トイレ撤去、トイレ新設	千円
スポーツ施設照明LED化	4月～	屋外照明設備（テニスコート、赤崎グラウンド）のLED化	千円
スポーツ施設等管理運営業務委託	通年	市スポーツ施設の管理運営を（一財）大船渡市体育協会に委託	千円
学校体育施設開放事業	通年	市内小中学校のグラウンドや体育館を市民に開放	千円

(2) スポーツ・レクリエーション団体の育成支援

- ・一般財団法人大船渡市体育協会やスポーツ推進委員、学校体育関係団体などと連携して、スポーツ・レクリエーションの推進体制の整備・充実を図るとともに、指導者の養成・確保に努める。

主な事業	時期	取組内容	予算額
各種研修会参加	6～10月	気仙地区、岩手県及び東北地区スポーツ推進委員研修会に参加（未定、矢巾町、村山市）	千円

(3) スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ・ニュースポーツを取り入れた交流会や講演会、教室などの開催に努めるとともに、各種スポーツ大会の開催支援やイベントの誘致などを推進する。
- ・各種スポーツ大会等の開催に当たっては、交流人口の拡大にも配慮して取り組む。

① 市体育協会への委託事業

主な事業	時期	取組内容
市民体育大会の開催	6月～	グラウンドゴルフ、卓球、ゲートボール、柔道、軟式野球などの競技を開催
スポーツ教室の開催	5月～	陸上競技、剣道、グラウンドゴルフ、テニス、弓道、柔道などのスポーツ教室を開催

② 実行委員会に補助金を交付して行う事業

主な事業	時期	取組内容	予算額
大船渡ポートサイドバレーボール大会	9月	バレーボール大会の準備、当日の大会運営	千円
大船渡新春四大マラソン大会	1月	四大マラソン大会の準備、当日の大会運営	千円

③ 市が直接行う事業

主な事業	時期	取組内容	予算額
スポーツ推進審議会	2月	今後のスポーツ振興のあり方等について審議	千円
東京2020オリンピック関連事業	4月～	アメリカ陸連との2020年東京大会事後交流実施 Jazzコンサートの実施 3×3（バスケットボール）の実施	千円

第3号 大船渡市スポーツ推進計画（案）について

※計画案検討中のため、議案第1・2号のみの掲載といたします。

スポーツ基本法（抜粋）

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第 31 条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

大船渡市スポーツ推進審議会条例

（設置）

第 1 条 スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 31 条の規定に基づき、大船渡市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が任命する。

（任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第 6 条 審議会は、必要に応じて専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第 7 条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（補則）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

組織体制(案)

